

第1回 座光寺スマートインターチェンジ地区協議会 次第

日時：平成28年5月23日
場所：飯田市役所A棟第2委員会室

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 出席者紹介
4. 地区協議会設立について
 - 1) 設立趣意（案）及び規約（案）について (資料1、資料2)
5. 議事
 - 1) スマートインターチェンジ制度概要について (資料3)
 - 2) 座光寺スマートインターチェンジ（仮称）の検討経緯について (資料4)
 - 3) 座光寺スマートインターチェンジ実施計画書（案）について (資料5)
 - 4) 今後のスケジュール（予定）について (資料6)
- 6 その他
7. 閉会

座光寺スマートインターチェンジ地区協議会 設立趣意書

飯田市は日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれた都市です。

飯田市では、精密機械、電子、光学のハイテク産業に代表される製造業が盛んで、将来的な成長産業として航空宇宙産業に力を入れています。

特に最近では平成26年6月に「アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受け、特区内の中京圏の企業との連携の強化が喫緊の課題となり、製品の輸送等、産業拠点と高速道路との良好なアクセスが強く望まれています。

本スマートインターチェンジ設置は、周辺地域と高速道路とのアクセス性、利便性の向上の他、大規模災害時の迅速な対応、地域産業の活性化、地域救急医療の支援等にも大きく寄与するものと期待されています。

また、平成39年に開業が予定されている、リニア中央新幹線長野県駅の設置も予定されており、スマートインターチェンジとリニア駅の連携により、リニアの効果が、長野県全域に波及することにも大きな期待が寄せられているところです。

このため、国土交通省、長野県、長野県警察本部、中日本高速道路株式会社等関係機関と連携して、スマートインターチェンジの設置に向け必要な調整、検討を行い、開通後も継続して、安全性、採算性、管理・運営方法等を定期的にフォローアップし、必要に応じ見直す場として、「座光寺スマートインターチェンジ地区協議会」を設立するものです。

平成28年5月23日

飯田市長 牧野 光朗

座光寺スマートインターチェンジ地区協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「座光寺スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「地区協議会」と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、座光寺スマートインターチェンジ(仮称)設置に向け、必要な検討、調整を行うと共に、当該インターチェンジ供用後も継続して、社会便益、安全性、管理運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 当該インターチェンジの社会便益に関すること。
- (2) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) 当該インターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) 当該インターチェンジの構造及び整備方法に関すること。
- (5) 当該インターチェンジの管理・運営方法に関すること。
- (6) 当該インターチェンジのインターチェンジ名称案に関すること。
- (7) 当該インターチェンジの供用開始後における社会便益、安全性、採算性、管理・運営方法等についてのフォローアップに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために協議会が必要と認める事項。

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、飯田市長をもって充てる。
- 3 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、地区協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 地区協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に幹事会を置き、地区協議会の指示に基づき第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行う。

2 幹事会は別表第2に掲げる者により構成する。

3 幹事会長は飯田市建設部長をもって充てる。

4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「地区協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事会長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務局は、飯田市建設部に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上処理するものとする。

附 則

この規約は、平成28年5月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

座光寺スマートインターチェンジ地区協議会 会員

| 職 名 |
|--|
| 飯田市長 |
| 国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長 |
| 国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所長 |
| 長野県建設部 道路建設課長 |
| 長野県 飯田建設事務所長 |
| 長野県警交通部 高速道路交通警察隊長 |
| 長野県 飯田警察署長 |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 企画調整チームリーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム担当リーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 関連事業部 関連事業チームリーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 飯田保全・サービスセンター所長 |

別表第2（第7条関係）

座光寺スマートインターチェンジ幹事会 幹事

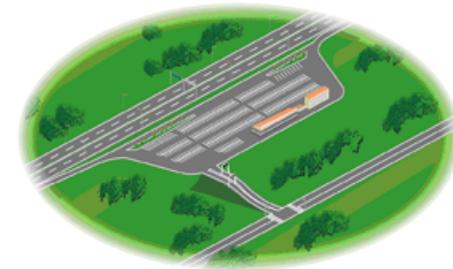
| 職 名 |
|--|
| 飯田市建設部長 |
| 国土交通省 中部地方整備局 道路部 建設専門官 |
| 国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所 計画課長 |
| 長野県建設部 道路建設課 高速交通網整備推進係長 |
| 長野県 飯田建設事務所 整備課長 |
| 長野県警交通部 高速道路交通警察隊長補佐 |
| 長野県 飯田警察署 交通課長 |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 企画調整チームサブリーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括チームサブリーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 関連事業部 関連事業チームサブリーダー |
| 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 飯田保全・サービスセンター副所長 |

■スマートインターチェンジとは

- 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ
- 通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定
- 利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどメリットがある

■SA・PA接続型とは

- スマートICのうち、高速道路との接続箇所が、サービスエリア・パーキングエリアであるもの
- 既存の施設を活用することにより、比較的容易にアクセス路を確保することができる



■本線直結型とは

- スマートICのうち、高速道路へ直接アクセス路接続させるもの
- サービスエリア・パーキングエリアの存在しない箇所に設置することができる。



■座光寺スマートIC 実施計画書(案)検討経緯

平成25年12月より検討開始。関係機関と構成する「座光寺スマートIC準備会・勉強会」を立ち上げ、これまでに、3回の準備会及び8回の勉強会を開催し、当該ICの社会便益・周辺道路の安全性・高速道路の利用交通量の変化・構造及び整備方法・管理・運営方法等について議論・調整を図り、座光寺スマートIC実施計画書(案)を作成しました。

《座光寺スマートIC準備会・勉強会構成機関》

国土交通省:中部地方整備局、飯田国道事務所

中日本高速道路(株):名古屋支社、飯田保全・サービスセンター

長野県:建設部、警察本部交通部、飯田建設事務所、飯田警察署

飯田市:建設部

■座光寺スマートIC準備会・勉強会開催状況

| | |
|-------------|----------|
| 平成25年12月20日 | 第1回勉強会開催 |
| 平成26年 2月21日 | 第2回勉強会開催 |
| 平成26年 3月19日 | 第3回勉強会開催 |
| 平成26年 7月24日 | 第4回勉強会開催 |
| 平成27年 2月12日 | 第5回勉強会開催 |
| 平成27年 9月 8日 | 第1回準備会開催 |
| 平成27年 9月15日 | 第6回勉強会開催 |
| 平成28年 2月 1日 | 第2回準備会開催 |
| 平成28年 2月 1日 | 第7回勉強会開催 |
| 平成28年 2月16日 | 第3回準備会開催 |
| 平成28年 2月16日 | 第8回勉強会開催 |

主な検討内容

| |
|---------------------------|
| 勉強会立ち上げ、周辺の地形・道路状況の確認 |
| SICの構造(レイアウト)、アクセス道路等の検討 |
| SICの構造(レイアウト)、アクセス道路等の検討 |
| SICの構造(レイアウト)の検討 |
| SICの必要性と整備効果、構造(レイアウト)検討 |
| 準備会立ち上げ、周辺概要、今後のスケジュール確認 |
| SICの必要性と整備効果、管理・運営方法、構造検討 |
| 準備段階調査の報告 |
| 整備効果、社会便益、事業費、計画交通量の検討 |
| 準備段階調査の報告 |
| 実施計画書(案)の確認 |



平成28年5月23日 第1回地区協議会に至る

中央自動車道 座光寺スマートインターチェンジ



実施計画書(案)

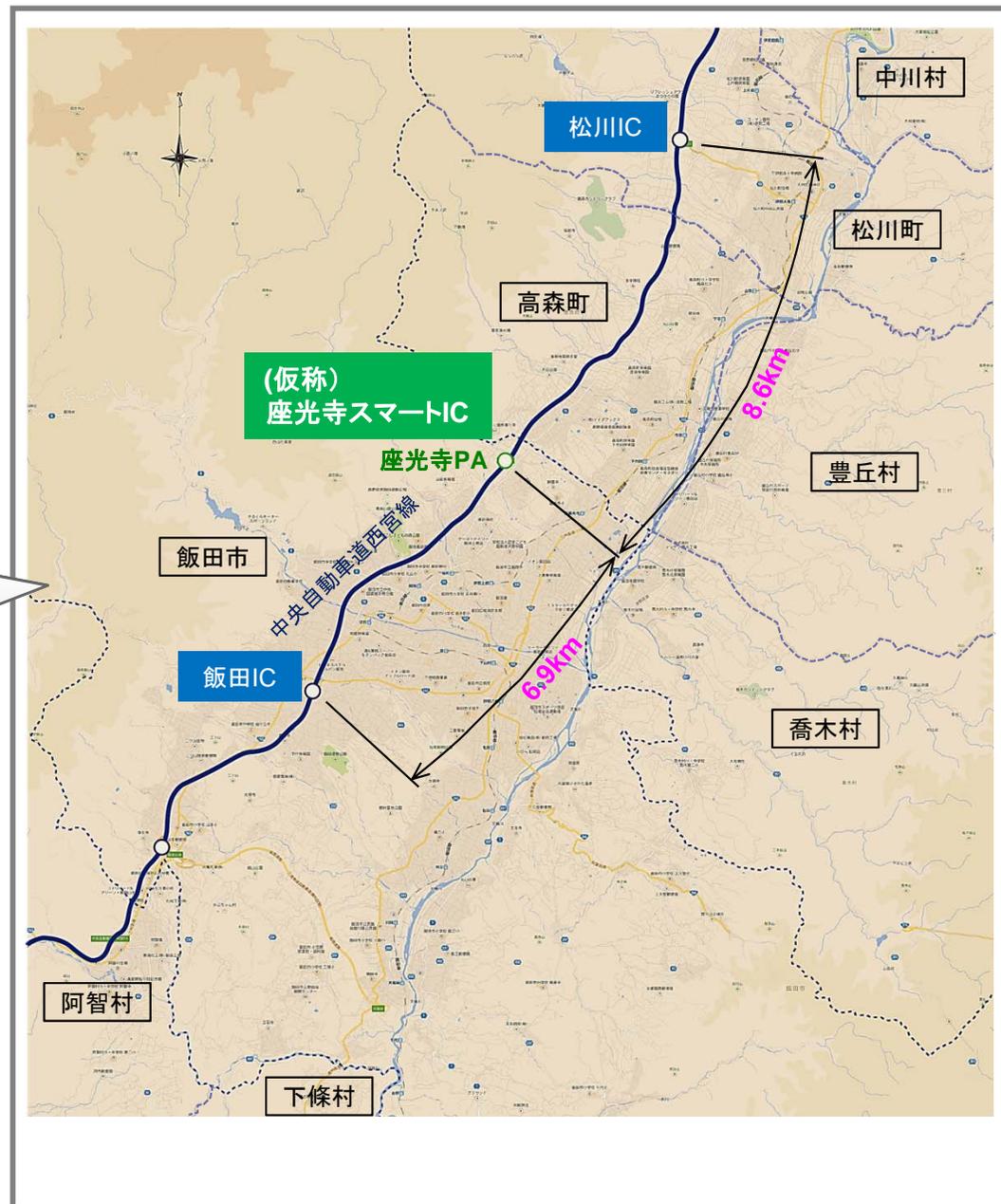
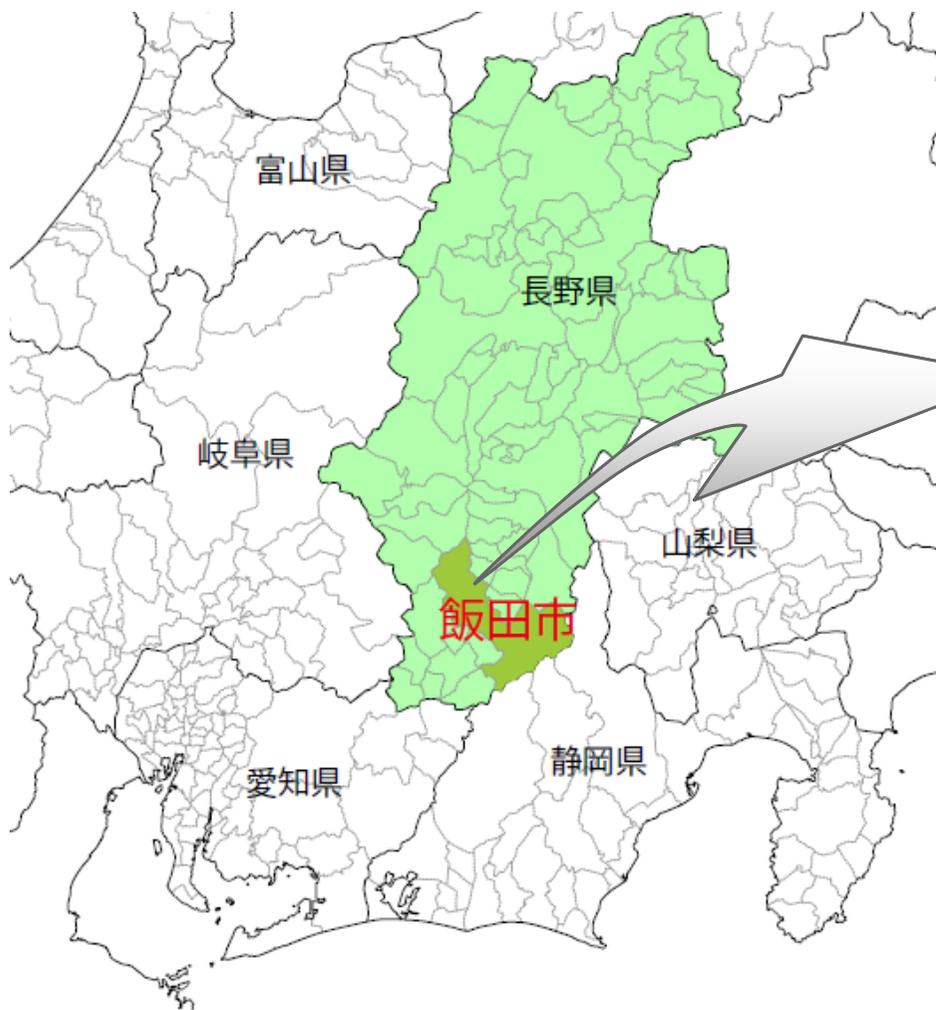
平成28年 5月

長野県 飯田市





〔路線名〕 中央自動車道西宮線





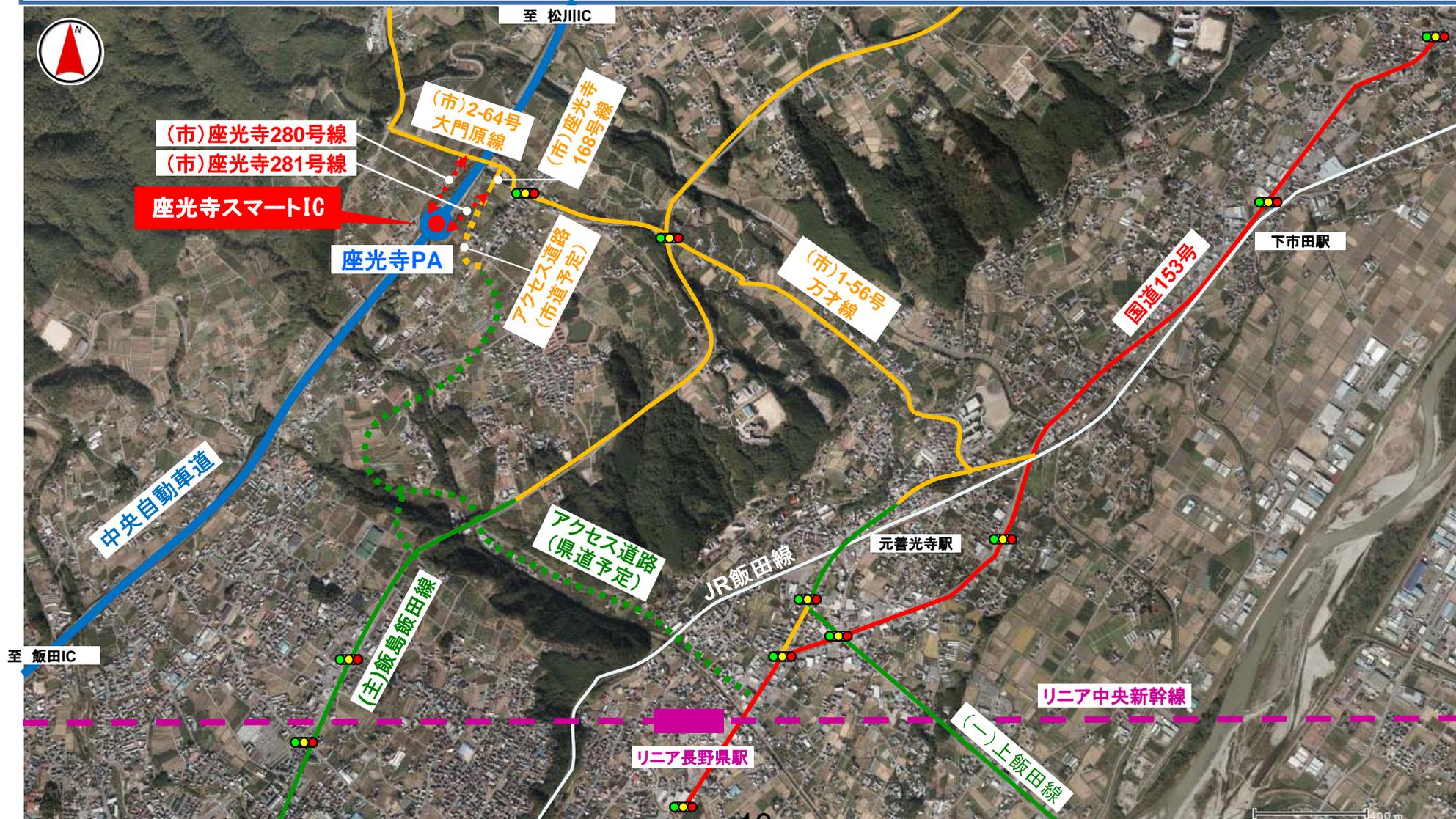
02 連結位置及び連結予定施設

[連結位置]

長野県 飯田市座光寺地先

[連結予定施設]

上り線 市道座光寺280号線
下り線 市道座光寺281号線



03 連結を必要とする理由

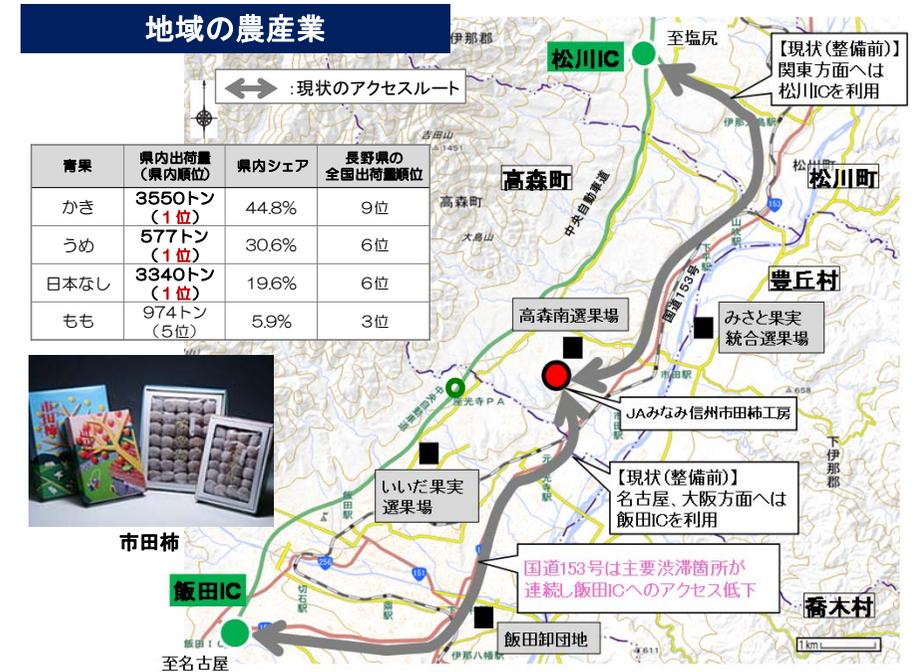
3 地域農産物の支援

●現状

- ・飯田市は、かき、うめ、日本なしの生産が盛んで、長野県内の出荷量は1位です。
- ・地域ブランドの市田柿は、全国の知名度が高まりつつあり、海外にも輸出され注目を集めています。

●課題・必要性

- ・地域の農産物が盛り上がり、選果場等と高速道路のアクセス性を高め発送の支援を図る必要があります。
- ・海外でも注目される市田柿を地域ブランドとして全国に発信しており、商品の流通効率の向上が課題です。



4 地域救急医療の支援

●現状

- ・飯田市の座光寺スマートIC周辺の地区は、中央自動車道の飯田IC～松川ICの間に位置しており、第三次救急医療施設(飯田市立病院)への搬送に約15分要しています。

●課題・必要性

- ・救急搬送にとっては、第三次救急医療施設(飯田市立病院)までの搬送時間の短縮が課題です。



03 連結を必要とする理由

5 地域防災機能の向上

●現状

- ・中央自動車道の沿線地域は土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。
- ・中央自動車道の松川IC付近や飯田IC付近は、土砂災害の発生によって寸断する恐れがあります。

●課題・必要性

- ・災害発生時に他地域からの緊急物資等を市内の避難地へ輸送するため、既存ICが被災した場合でも、高速道路と地域の広域避難地へのアクセスを確保する必要があります。

地域の土砂災害危険区域の指定状況



6 リニア中央新幹線開業時の広域観光支援

●現状

- ・リニア中央新幹線は、平成39年(2027年)に品川・名古屋間の開業が予定されており、飯田市内にリニア駅が設置される予定です。
- ・既存の高速ICからリニア駅予定地までは5km以上離れています。

●課題・必要性

- ・飯田市が策定している「飯田市観光振興ビジョン」では、観光人口の増加を目指しており、飯田市と長野県南信地域の観光地へのアクセス性・周遊性を高める必要があります。

地域の観光資源とリニア駅の1時間圏



③ 大芝高原(南箕輪村)



② 駒ヶ根高原(宮田村)



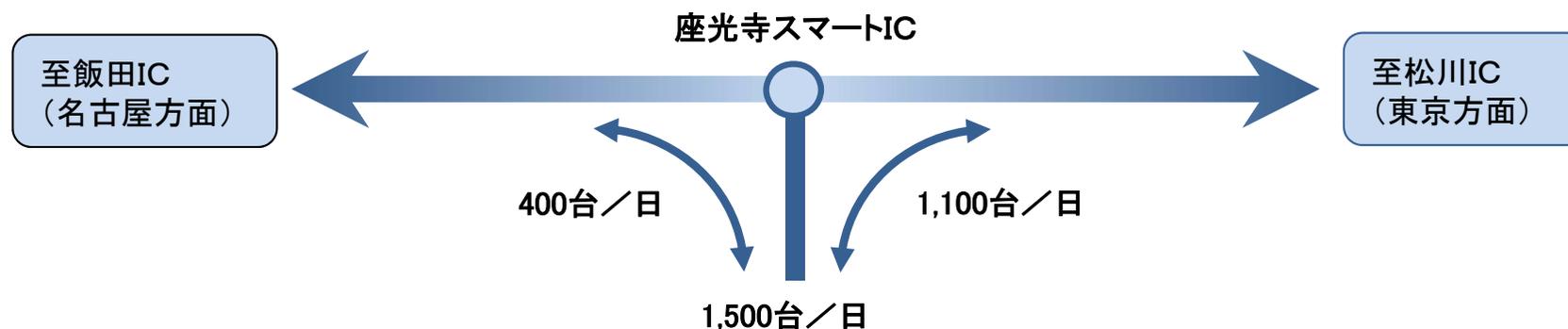
① 屋神温泉(阿智村)

1 計画交通量

H17道路交通センサスに基づく最新の将来交通量推計基礎データ(OD表)、H27年度事業化ネットワークを基に、将来交通量配分計算(QV・転換率式併用法)により推計しました。

■座光寺スマート I C計画交通量 1,500台/日(H42)

※1)計画交通量は、ETC利用率の「90%」を考慮した数値。



2 供用予定時期

供用予定時期は、連結許可され次第、所定の手続きを進めて速やかに工事に着工します。

■供用予定時期は、平成33年3月を目標。



●座光寺スマートIC全体事業費

(内訳)

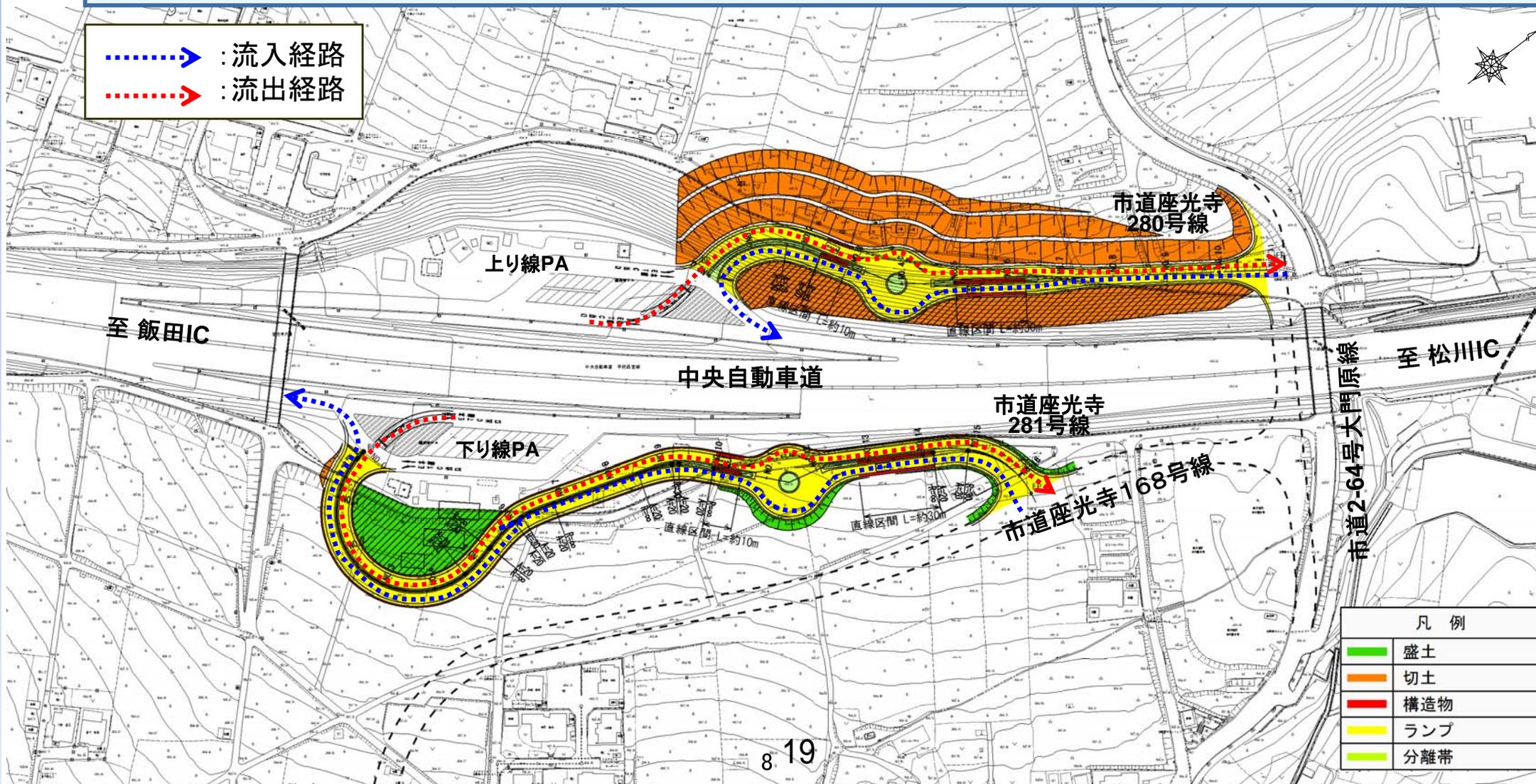
(税込み【8%】)

| 負担区分 | 事業費 |
|----------------|--------|
| IC本体(高速道路機構) | 13.6億円 |
| 料金徴収施設(高速道路会社) | 3.1億円 |
| 連結道路(飯田市) | 3.7億円 |
| 合 計 | 20.4億円 |

06 管理・運営形態



- ①運用形態：フルインター形式
- ②利用方向：全方向（上り線、下り線ともに入出可能）
- ③運用時間：24時間
- ④対応車種：ETC車載機を搭載した全車種
（軽自動車等、普通車、中型車、大型車、特大車。通行可能対象車長 L=12.0m以下）



地方での計画検討・調整

(勉強会、準備会にて検討・調整)

地区協議会の開催(国・会社・地方自治体) ← 今回
実施計画書の策定・提出(地方自治体→国・機構・会社)

新規事業化(国)

整備計画変更(国)
連結許可(国→地方自治体)

事業着手

開通